



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第151号

送信日 2018/11/7

アイマーク税理士法人

文責：乗岡 航

<http://www.i-mark.jp>

年末調整のご案内

年末調整が始まる季節となりました。法律の改正により、前年からの変更点がいくつかあります。

1. 平成30年分の変更点

① 提出書類が2枚から3枚へ

改正前	改正後
(1) 翌年分の扶養控除等申告書	(1) 翌年分の扶養控除等申告書
(2) 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書	(2) 給与所得者の保険料控除申告書
	(3) 給与所得者の配偶者控除等申告書

② 配偶者控除の適用に、納税者本人の所得制限が新設

改正前	納税者の合計所得金額	控除額	改正後	納税者の合計所得金額	控除額
	制限なし	38万円		900万円以下	38万円
			900万円超 950万円以下	26万円	
			950万円超 1,000万円以下	13万円	

納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その配偶者が控除対象者であったとしても控除額は0円となります。

また、配偶者特別控除においても配偶者控除と同様、納税者の合計所得金額を900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下の三段階に区分し、それぞれの区分に応じて控除額が逡減されます。

③ 配偶者特別控除の適用範囲が拡大

主にパートで働く女性は103万円をできるだけ超えないようにして働いているのが現状です。国はこの103万円の上限を気にせず意欲的に働けるようにと、この上限を引き上げました。

	パート収入	配偶者控除	配偶者特別控除		パート収入	配偶者控除	配偶者特別控除
改正前	103万円	38万円	0円	改正後	103万円	38万円	0円
	110万円	0円	31万円		150万円	0円	38万円
	120万円	0円	21万円		175万円	0円	21万円
	140万円	0円	3万円		201万円	0円	3万円

配偶者のパート収入が150万円以下であれば配偶者控除と同額の38万円控除の適用があります。配偶者特別控除はこの150万円の金額を境に控除額が段階的に引き下げられます(上記表では3段階に区分していますが、実際はより細かく9区分)。

④ 「配偶者控除等申告書」は配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受ける場合に提出が必要

配偶者控除と配偶者特別控除は、納税者本人の所得・その配偶者の所得により控除額が変動します。改正前は不要であった配偶者控除の適用を受ける従業員からも「配偶者控除等申告書」の提出を受ける必要があります。

2. 配偶者控除等申告書の記入手順

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

【2】【1】で求めた「あなたの合計所得金額(見積額)」を転記し、金額に応じた判定結果(A~C)を記入します。

【5】【4】で求めた「配偶者の合計所得金額(見積額)」を転記し、判定結果(①~④)を記入します。

【3】控除の対象となる配偶者について記載します。

ここからスタート

【1】直近の給与明細書等を参考に、あなたの平成30年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入します。所得金額は申告書裏面「3 所得の区分」の[給与所得]を参考に計算します。

【4】直近の給与明細書等を参考に、配偶者の平成30年中の収入金額を見積もって「収入金額等」欄に記入します。所得金額は申告書裏面「3 所得の区分」の[給与所得]を参考に計算します。

【6】【2】で判定した「区分I」と【5】で判定した「区分II」をもとに「配偶者控除の額」もしくは「配偶者特別控除の額」を求めます。

		85万円超 90万円以下				85万円超 100万円以下		100万円超 106万円以下	
		85万円以下	85万円超 90万円以下	85万円超 100万円以下	100万円超 106万円以下	106万円超 110万円以下	110万円超 120万円以下	120万円超 130万円以下	
区分I	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	
概要		配偶者控除		配偶者特別控除					

3. まとめ

- ① 従来の「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」が2枚に分離しました。
- ② 新しい配偶者控除は、配偶者の年収だけではなく納税者本人の所得が関わります。
- ③ 新しい配偶者特別控除は、配偶者の年収範囲が拡大しました。配偶者控除と同様、納税者本人の所得が関わります。
- ④ 配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除を受ける人も申告書の提出が必要です(配偶者の年収が103万円以下の方)。
- ⑤ 申告書記入の際は、2人分(本人と配偶者)の平成30年の見積所得金額の記入が必要です。
 なお、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) にて各種様式のダウンロード、申告書の記載例がご覧いただけます。

最後に、配偶者本人の負担について留意点があります。今回の改正により年収150万円までは夫側で38万円の控除を受ける事ができます。しかし、年収103万円を超えると配偶者本人の税金が発生する事となります。さらに社会保険の扶養は年収130万円未満ですので注意が必要です。ご相談、ご不明点等ありましたら弊社担当者までご連絡下さい。